

お知らせ

合併処理浄化槽の補助金を交付します

▶申し込み・問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

※要件がありますので、環境衛生課までお問い合わせください。

専用住宅の単独処理浄化槽、汲み取り式トイレを撤去し合併処理浄化槽に転換する場合(各上限金額)

- ・単独処理浄化槽撤去費 12万円
- ・汲み取り式トイレ撤去費 9万円
- ・配管工事費 30万円

※設置費などが補助限度額に満たない場合は、実際にかかった費用を交付します。(千円未満切り捨て)

申請期限 令和7年1月31日(金)

必要書類 補助金交付申請書 など

※申請書は、環境衛生課にありませす。

提出先 環境衛生課

高度処理型浄化槽 (窒素またはリン除去型)	区分			補助限度額
	11〜20人槽	10人槽	7人槽	
	109万2千円	58万5千円	46万2千円	36万円

設置整備事業補助金

対象地域 市内全域

※高瀬・三野・詫間・仁尾町の集落排水処理事業実施区域は除きます。

補助対象と補助限度額

専用住宅もしくは併用住宅に合併処理浄化槽を設置する場合



▲申請書はこちらから

お知らせ

令和6年度 後期高齢者医療保険料

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

令和6・7年度の保険料率

均等割額：54,000円
所得割率：10.41%

※賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、所得割率9.63%を適用します。(令和6年度のみ)



後期高齢者医療保険料は、全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額からなります。

保険料率は、2年ごとに見直しを行い、都道府県ごとに決定するため、県内全ての市町で同じです。医療費や被保険者数の増加などを考慮し、令和6・7年度の保険料率が改定されました。

保険料額の通知

個人ごとの保険料額は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

賦課限度額

保険料(年額)の限度額は、80万円です。

※ただし、令和5年度までに資格を取得している人などは73万円。(令和6年度のみ)

均等割額の軽減について

世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額で、均等割額の軽減割合を判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合
43万円 + 10万円 × (★給与所得者などの数 - 1) 以下	7割
43万円 + (29.5万円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (★給与所得者などの数 - 1)) 以下	5割
43万円 + (54.5万円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (★給与所得者などの数 - 1)) 以下	2割

★一定の給与所得者、または公的年金の支給を受ける人。

※賦課期日(4月1日)の世帯状況で判定しますが、年度途中で被保険者になった人は、資格取得日が賦課期日になります。

※65歳以上の人は、公的年金所得について最大15万円を控除します。

維持管理費補助金

対象者 市内に設置されている専用住宅の合併処理浄化槽(20人槽以下)に対して、同一年度に適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)を行った人

補助限度額 3万円

対象期間

- ・令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施した人(令和7年3月31日申請締め切り)
- ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施した人

必要書類

補助金交付申請書 など

※申請書は、環境衛生課または各支所にあります。

提出先

環境衛生課、各支所



▲申請書はこちらから

お知らせ

ひとり親家庭などに 児童扶養手当が支給されます

▶問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

支給要件など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

児童扶養手当額(月額)	児童扶養手当額(月額)	
	一部支給	全額支給
1人目	10,740円～45,490円	45,500円
2人目加算	5,380円～10,740円	10,750円
3人目以降加算	3,230円～6,440円	6,450円

※4月1日現在

児童扶養手当は、支給要件に当てはまる児童を監護している父、母または養育者に対して、その児童が18歳になった後の最初の3月31日(※一定以上の障がいがある場合は20歳未満)まで支給されます。

お知らせ

年度途中に後期高齢者医療制度に加入する皆さんへ

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006
健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合 ☎087-811-1866

被保険者証

年度途中に加入する人の資格取得日は、次のとおりです。

事由	資格取得日
75歳になる人	誕生日
転入	転入により住所を定めた日
生活保護の停止または廃止になった人	停止または廃止となった日
障害認定を受けた人	後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日

※75歳になる人には、誕生日までに、被保険者証が広域連合から送られますが、誕生日以降に使用してください。

※65〜74歳の一定の障がいがある人が、障害認定を受けるには、健康課または各支所へ申請が必要です。

保険料

資格取得日を含む月から、月割りで算定します。税務課から送付する納付書で納めてください。

※国民健康保険税が年金天引きや、口座振替であった人も、納付書での納付に変更になります。

(口座振替を希望する場合は、新しく口座の登録が必要です)



▲支給要件などはこちらから